

# 専従者や従業員へ給与や賞与を支払っている方へ 上半期源泉税の納付期限のお知らせ

事前にお電話にてご予約をお受けしています

☎045-521-1145☎

納期の特例の承認を受けている方の  
上半期源泉税の支払期限は原則として

## 7月10日(月)

となっております

### 記 載 例

**表1**

区分	月	日	給与等の金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	収税額等の額	算出税額	年未調整による不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	同上の税額につき還付又は徴収した月区分	月別還付又は徴収した税額	差引残高	月別還付又は徴収した税額	差引残高
1	01	31	80,000		80,000	0	0	0	0						
2	02	28	80,000		80,000	0	0	0	0						
3	03	31	80,000		80,000	0	0	0	0						
4	04	30	80,000		80,000	0	0	0	0						
5	05	31	80,000		80,000	0	0	0	0						
6	06	30	80,000		80,000	0	0	0	0						
区分 金額 税額 税額 給料・手当等 ① 480,000 円 ② 0 円 賞与等 ④ 0 円 ⑤ 0 円 計 ⑦ 480,000 円 ⑧ 0 円 給与所得控除後の給与等の金額 ⑨ 0 円 所得金額調整控除額 ⑩ 0 円(円未満は切り捨て、0.000円)															

**表2**

従業員数 × 労働月数

給与支払期間 令和5年1月31日～6月30日

1月～6月までの給与支払額

納税額

令和5年1月～令和5年6月

納税額の前に ¥マーク

横浜市鶴見区鶴見中央 4-39-9

税額が発生しない場合、ご来会頂き e-Tax でデータを送信するか  
ご自身で納付書に「¥0」と記入頂き、税務署へご提出することも出来ます。(表2参照)  
税務署へご提出の場合は、納付書の控えを無くさないようお気をつけください。

- ★納付書(昨年の11月頃税務署より送付済み) (表2)、電子送信をした場合は不要です。
- ★1月～6月の支払日・支給額 社会保険料・源泉税の金額がわかるもの(表1をご利用下さい)
- (表1) は鶴見青色申告会 HP よりダウンロードして頂けます。
- ★事業主、従業員のマイナンバー(登録されていない方のみ)
- ★受給者の住所・氏名・生年月日・扶養等がわかるもの(受給者に変更や異動があった場合)